

学校法人富永学園 春日小鳩幼稚園

令和 8 年度 募集要項

1. 募集人数

- ① 3 年保育(満4歳児になる学年) … 25 名程度
- ② 4 年保育(満3歳児になる学年) … 15 名程度

2. 入園入会願書受付

≪ ① 3 年保育 ≫

期間…11月 4 日(火) ～ 定員になり次第締め切らせていただきます

※11月4日(火)は、朝 8 時より申し込みを受け付けます

以降は、土日、祝日を除く 10 時～13 時まで受け付けます

要領…願書両面に必要事項をご記入のうえ、入園受入準備金 20,000 円を添えてお申込みください

※申し込み後の払い戻しは、原則としていたしません

※ごきょうだい児の入園受入準備金は半額(10,000 円)です

≪ ② 4 年保育 ≫

期間…入園予定日の1か月前 ～ 定員になり次第締め切らせていただきます

要領…願書両面に必要事項をご記入のうえ、入園受入準備金 20,000 円を添えてお申込みください

※申し込み後の払い戻しは、原則としていたしません

※ごきょうだい児の入園受入準備金は半額(10,000 円)です

3. 面接と制服採寸

- ① 日時…随時

- ② 要領…親子面接となります

※面接中、お子様が席を離れてしまう場合やお子様ひとりに対して専任の教諭を1名配置しなければ保育活動が困難と思われる場合は、入園を検討させていただく場合がございます

- ③ 採寸…入園に備えて制服の採寸と申込みをおこなっていただきます

4. 給食について

- ① 内容…米飯給食(ママミール株式会社委託) … 火・水・木・金曜日

手作り弁当(ご家庭でご準備ください) … 月曜日

※アレルギー対応要相談(小麦の完全除去は不可等有り)

※委託会社は、変更することがあります

- ② 費用…月額 5,000 円(口座振替)

※年間にかかる費用(60,000 円)を 12 か月で割っておりますので、保育日数や欠席日数にかかわらず毎月(8月も)定額にてお支払いいただきます

5. 保育時間

- ① 10 時保育開始、14 時終了です

※8 時 30 分から受け入れます。9 時 30 分までには全員がそろうようにご協力ください

※4 年保育も 8 時 30 分以降に受け入れます。保育終了は 13 時 40 分です

- ② 3 学期制となり、学期はじめや行事前等は、11 時 30 分降園(午前保育)となり昼食はありません

- ③ 週末はお休みです(土日)。但し、行事で土日を利用する場合があります。その際は、事前に

お知らせいたします(例:運動会、制作展・バザー、遊戯会等) ※行事の振替休日有り

- ④ 幼稚園には夏休みがあります(7 月中旬から 8 月下旬まで)

6. 預かり保育

通常保育日 8時～17時00分 450円

午前保育日 8時～17時00分 600円

長期休み期間 8時～17時00分 1,000円

※最大延長保育時間は、8時～18時までとなります

17時00分以降、別途100円徴収いたします

18時を超過した際は、さらに追加費用が発生します

7. 園納金

項 目	ご請求金額	(年 額)	備 考
①入園受入準備金	20,000 円		※ごきょうだい児は半額(10,000 円)です
②保育料	無償		4年保育は、満三歳になる誕生日の前日から無償 2歳児の保育料は、25,700 円となります
③特色教育費	月額 2,500 円	(30,000 円)	
④学習教材費	月額 1,500 円	(18,000 円)	
⑤給食費	月額 5,000 円	(60,000 円)	
⑥施設充実費	月額 3,000 円	(36,000 円)	4年保育は、無料となります
⑦保護者会費	月額 300 円	(3,600 円)	4年保育は、対象外となります
⑧バス利用料	月額 3,500 円	(42,000 円)	ご利用者のみ。ご弟妹児はご兄弟と同時利用の 場合、半額(1,750 円)

③～⑧は、毎月20日に保護者の方の口座よりお引き落としいたします

なお、年間にかかる費用を12か月で割っておりますので、保育日数や欠席日数にかかわらず
毎月(8月も)定額にてお支払いいただきます(休園時の減額等はございません)

◎下記該当月に途中入園される場合は、別途、園納金不足分を当年度末(3月)まで毎月定額でご請求
させていただきます。※途中入園後の保育日数および給食提供日数にて換算しております

≪3年保育≫ 9月入園(月額1,500円、年額10,500円)、10月入園(月額1,250円、年額7,500円)

下記該当月に途中入園される方で、スクールバスをご利用の場合は、バス利用料不足分としてさらに
以下の金額を別途毎月ご請求させていただきます。※途中入園後のバス運行日数にて換算しております

≪3年保育≫ 9月入園(月額450円、年額3,150円)、10月入園(月額350円、年額2,100円)

その他、行事費や学習用品代(学年毎)、卒園アルバム代等を別途徴収いたします

また、保育中や登降園時に発生した事故や怪我等に対する『独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付制度』(年額300円程度)へ毎年ご加入をお願いしております ※4年保育は対象外

8. 補助制度について

当園では、保護者が卒園児の場合、または、ごきょうだい児に対する補助制度が活用できます

※施設充実費半額(月額1,500円)等

以上

春日小鳩幼稚園 運営規程

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関し必要な事項を定めるものとする

（名称及び所在地）

第2条 学校法人富永学園が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は春日小鳩幼稚園園則（令和5年4月1日制定。以下「園則」という。）第2条・第3条に定めるとおりとする

（施設の目的）

第3条 春日小鳩幼稚園（以下「本園」という。）の目的は、園則第1条に定めるとおりとする

（施設の運営方針）

第4条 本園は、良質かつ適切な内容及び水準の教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す

- 2 本園は、本園を利用する幼児（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って教育を提供する
- 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、福岡県、春日市、小学校、他の幼稚園、保育所等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める
- 4 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、その他関係法令を遵守し運営を行う

（提供する教育の内容）

第5条 本園の教育課程の内容は園則第9条に定めるとおりとする

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 本園が教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数は園則第11条に定めるとおりとする

- 2 園則第11条に定める職員の職務は、学校教育法その他の関係法令に定めるところによる

（教育を提供する日及び時間等）

第7条 本園の教育を行う日及び時間等は、園則第8条、第10条に定めるとおりとする

（利用者負担その他の費用の種類）

第8条 教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）は、保護者の居住する市町村の長が定める利用者負担額を当園に支払うものとする

- 2 本園の教育の質の向上を図るため、園則第20条、第21条に定める費用について、保護者から費用の負担を受けるものとする

- 3 前2項に定めるもののほか、教育において提供する便宜に要する費用として園則第23条、第24条、第25条に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする
- 4 前項に定めるもののほか、教育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、次のとおりとする

3歳以上児 120人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第10条 本園は、保護者から本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- (3) 当該利用申込みを行った保護者又は幼児に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 前項第2号の場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する

- (1) きょうだい児が在園している者は、優先して入園させる
- (2) その他の者は先着順(抽選、面接等)により選考し、入園させる

3 前2項に掲げるもののほか、本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第4章に定めるとおりとする

(緊急時における対応方法)

第11条 本園の職員は、教育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、学校医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる

2 教育の提供により事故が発生した場合は、春日市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる

3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる

4 本園は、園児に対して、教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う

(非常災害対策)

第12条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、年2回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する